

ロシア連邦大統領令

特定の権利保持者に対する債務の暫定的な履行手順について

ロシア連邦大統領令2022年2月28日付第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別な経済的措置の適用について」、同2022年3月1日付第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」および同2022年3月5日付第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」が定める措置に加えて、以下を決定する：

1. 以下の者に排他的権利が帰属する知的活動の成果物および（または）識別手段の利用にかかわる債務（以下、「債務」）をロシア連邦、ロシア連邦構成主体、地方自治体および居住者（以下、「債務者」）が履行するにあたっての暫定的な手順を定める：

a) 外国の権利保持者であって、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）である、または、その登記場所（その登記場所がロシア連邦である場合を含む）もしくは主たる事業場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者；

b) 権利保持者であって、外国国家、国家連合および（もしくは）同盟、ならびに（または）外国国家もしくは国家連合および（もしくは）同盟の国家（国家間）組織が、ロシア連邦、ロシア連邦の市民またはロシア法人に対する政治的または経済的制裁の発動または延長としてあらわれる制限措置を実施することを公に支持した者、またはそれらの措置の実施を公に呼びかけた者；

c) 権利保持者であって、2022年2月23日以降にロシア連邦領内において知的活動の成果物および（または）識別手段を利用することを禁止した者、または1社（1人）もしくは数社（数人）の法人および自然人に対してそのような利用の禁止措置をとりきめた者。ただし、当該の行為が本項b)号に掲げる制限措置の実施に、または経済的合理性とかかわりのないその他の理由に起因するものである場合にかぎる；

d) 権利保持者であって、2022年2月23日以降にロシア連邦領内における商品の生産（供給）、サービスの提供および（または）役務の履行を中止した、一時停止した、または大幅に制限した者。ただし、当該の行為が本項b)号に掲げる制限措置の実施に、または経済的合理性とかかわりのないその他の理由に起因するものである場合にかぎる；。

e) 権利保持者であって、ロシア連邦およびその市民の利益の保護ならびに国際的な平和および安全の維持を目的としてロシア連邦領外において行われるロシア連邦軍の使用および（または）ロシア連邦の国家機関によるその権限の行使を貶めることを狙った行為を公になした者、または上述の目的のためにロシア連邦領外において行われるロシア連邦軍の使用および（または）ロシア連邦の国家機関によるその権限の行使に関するデータを含む明らかに虚偽の情報を正しい情報を装って公に拡散した者；

f) 権利保持者であって、「インターネット」などの情報通信ネットワークにおいて、人的尊厳および公衆道徳を侮辱する非礼な方法によって、ロシア連邦の社会、国家、公式の国家シンボル、ロシア連邦憲法またはロシア連邦における国家権力行使機関に対するあからさまな不敬を表現する情報を拡散した者。

2. 本令第1項a)号からf)号までに掲げる権利保持者（以下、「権利保持者」）に対する債務の履行を目的として、本令第1項a)号からf)号までに掲げる事態の通告を受けた債務者は、権利保持者に帰属する独占的権利の行使および保護に関連する報酬および料金、ならびに違約金（罰金、過料）およびその他の金銭罰を含むその他の金銭の支払いを、当該債務者が権利保持者の名義で公認銀行に開設した、債務にかかわる決済

の実行を用途とする口座であるO型特別ルーブル口座（以下、O型特別口座）への送金によって行う。O型特別口座には、本令公布日時点で債務者による債務履行期限違反により権利保持者に対して未払いになっていた金額の送金も行うものとする。債務者に対する上記の事態の通告は、マスメディアおよび（または）情報通信ネットワーク「インターネット」上の国家機関公式サイトにおいて当該の情報が公開された場合に、これが行われたものとみなす。

3. 公認銀行（単数および複数）はロシア連邦政府がこれを定める。複数の公認銀行を定める場合、ロシア連邦政府はこれらの銀行に開設されるO型特別口座に関する情報を当該銀行間で交換する際の手順を承認する。この場合、情報の交換は権利保持者および（または）債務者の同意なしで行うことができる。本項にもとづく情報交換は銀行業務の機密保持義務違反にはあたらない。

4. O型特別口座には、ライセンス契約、サブライセンス契約、権利管理権限の移譲に関する契約（権利の集団的管理を行う組織が締結したものを含む）およびその他の契約であって、権利保持者に独占的権利が帰属する知的活動の成果物および（または）識別手段を債務者が利用することにかかわる報酬の支払いを定めたもの（以下、「契約」）にもとづく支払いも入金される。

5. 一人の権利保持者の名義で開設することができるO型特別口座は1口座のみとする。O型特別口座の開設は、債務者が公認銀行に送付した申請書にもとづいて行う。申請書の到着日時点で申請書の送付を受けた銀行またはその他の公認銀行において当該権利保持者を名義人とするO型特別口座が開設済であった場合、申請書の送付を受けた公認銀行は、申請書を送付した債務者に対して当該のO型特別口座の情報を通知する。

6. 公認銀行は、権利保持者本人またはその代理人の立ち合いなしでO型特別口座の開設を行うことができる。公認銀行は、2001年8月7日付連邦法第115-FZ号「犯罪的方法によって得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロリズムに対する資金調達に対抗する措置について」および同法にのっとり採択されたロシア連邦中央銀行の規定文書の要求事項にしたがって、新たな顧客である権利保持者、その代理人、受益者、実質的所有者の本人確認を、現下の状況のもとで入手可能なそれらの者に関する文書および情報にもとづいて、当該権利保持者を名義人とするO型特別口座の開設の日から45日以内に行う。

7. 権利保持者またはその代理人の郵便住所、電子メールアドレスおよび（または）連絡先電話番号に関する確かな情報が存在する場合、公認銀行は権利保持者またはその代理人にO型特別口座の開設について通告し、それらの者に当該口座の情報を伝達する。権利保持者は、債務者から相応の請求があった場合にはO型特別口座の情報を通知しなければならない。

8. 権利保持者の事業が、希望するすべての者との間に契約を締結すること、ならびに（または）権利保持者に独占的権利が帰属する知的活動の成果物および（もしくは）識別手段を利用するすべての者が権利保持者に料金を支払うことを前提とするものである場合、当該の権利保持者は、情報通信ネットワーク「インターネット」上の自らのサイトにおいてO型特別口座の情報を公開し、債務者がO型特別口座宛に送金を行うことが技術的に可能なようにしなければならない。

9. O型特別口座の取扱い条件は、同口座への支払いの入金および同口座からの引き出しにおける特異事項を含めて、ロシア連邦中央銀行理事会決定がこれを定め、当該決定は2002年7月10日付連邦法第86-FZ号「ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について」第7条にしたがって公示される。O型特別口座はルーブル建てとする。

10. 権利保持者は債務者に対してO型特別口座宛の支払いに対する書面による同意（電子的またはその他の技術的手段を用いる場合を含む）を与えることができる。当該の同意の対象は、個別的な支払いとも、債務者が行う支払いのすべてともすることができる。

11. 権利保持者が債務者に対してO型特別口座宛の支払いに対する書面による同意を与えなかった場合、債務者は当該の同意書を受領するまで支払いを行わなくてもよい。この場合、債務者は、違約金（罰金、過料）

およびその他の金銭罰の支払い義務を含めて、自らの義務に違反したとは見なされない。本項の適用に当たっては、権利保持者が本令第8項に定める義務を履行することを、O型特別口座宛の支払いに対する書面による同意を行うことに準じるものとする。

12. 債務者が本令の要求事項を適切に履行している場合、以前に適用された条件にもとづいて知的活動の成果物および（または）識別手段を利用することに対する当該債務者の権利は維持される。

13. 権利保持者が本令第10項にもとづく書面による同意を与えたか否かにかかわらず、債務者がO型特別口座宛に支払いを行うことをもって、債務者による債務の履行は適切に行われたものとみなす。債務者がO型特別口座を用いることなく債務を履行することは認められない。外国通貨建て債務の履行は、外国通貨による（いかなる通貨によるかを問わない）債務の等価額であって、相応の支払いが実施された日当日のロシア連邦中央銀行の公式レートにもとづいて計算された額のルーブルによってO型特別口座宛に送金された場合に、適切に行われたものとみなす。

14. 権利保持者、債務者またはそれらの者の代理人は、ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会に対して、債務者がO型特別口座に振り込んだ資金を権利保持者の銀行口座またはその他の口座（ロシア連邦領外に所在する銀行に開設されているものを含む）に送金することに対する許可の発行を申請することができる。必要な場合には、当該許可に上記の送金を行う際の条件を記載することができる。

15. 本令第14項に定める許可を取得することなしにO型特別口座にある資金を引き出して権利保持者あてに送金することは認められない。

16. 以下の要求を同時に満たす者は、本令第1項a)号に掲げる外国人（その支配下にある者）とはみなされない：

a) ロシアの法人または自然人の支配下にある（ロシア連邦ならびにロシアの法人または自然人を最終受益者とする）。当該の支配がロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国の法人を介して行われている場合も含む；

b) その者を支配下に置いていることについての情報を、本項a)号に掲げるロシアの法人または自然人が、ロシア連邦の法の要求事項にのっとりロシア連邦の税務機関に対して開示している。

17. 本令の条項は以下には適用されない：

a) 以下のために必要な知的活動の成果物および（または）識別手段を利用する権利を、本令第1項a)号に掲げる権利保持者が債務者に提供することを対象とする契約：

医薬品、医療用品、工業製品および農業製品、食品のロシア連邦内への搬入および（または）ロシア連邦内における生産；

通信サービス（データ伝送および情報通信ネットワーク「インターネット」接続に関するサービスを含む）およびトラフィック転送サービスの提供；

コンピューター、データベース、情報システムおよびデータ処理センター向けプログラムのロシア連邦内における開発および（または）利用；

b) 10万ルーブルまたは10万ルーブルと等価の外国通貨額を超えない支払いであって、個人用、家族用、家庭用またはその他の企業活動にかかわりのない用途を満たすために居住者である自然人が知的活動の成果物および（または）識別手段を利用することに関連して当該自然人が行うもの。ただし、それらのものの利用の目的が利益または収入の獲得でない場合にかぎる；

c) 本令第1項a)号に掲げる権利保持者であって、債務者との間に締結した契約における自らの義務を適切に履行している者。

18. 以下の機関に公式の解説を行う権利を与える：

a) ロシア連邦中央銀行 — 本令にもとづくO型特別口座取扱い条件の適用およびO型特別口座を用いた決済の実施にかかわる諸問題について；

b) ロシア連邦政府が定める連邦行政機関 — 本令の適用にかかわるその他の諸問題について。

19. ロシア連邦政府は10日以内に以下を行うものとする：

a) 公認銀行（単数および複数）を定め、必要な場合には当該銀行に開設されたO型特別口座に関する情報を公認銀行間で交換する際の手順を承認する；

b) ロシア連邦外国投資実施状況監視政府委員会が本令第14項の定める許可を発行する際の手続きを承認する。

c) 本令第18項b) 号にもとづいて本令の適用にかかわる個別の問題に関する公式の解説を行う権利が与えられる連邦行政機関を定める。

20. 本令はそれが公布された日に発効する。

ロシア連邦大統領
V.プーチン

モスクワ、クレムリン
2022年5月27日
第322号